

**外国人旅行者周遊促進モデル実証事業
ガバメントピッチイベント及び成果報告会開催等委託業務 仕様書**

1 業務名

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業ガバメントピッチイベント及び成果報告会開催等委託業務

2 業務目的

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会（以下「協議会」という。）が設定する「中部国際空港を利用する外国人旅行者に対して県内周遊を促進するための課題」に対する解決策の提案をスタートアップ等から募るため、スタートアップ等を対象にしたガバメントピッチイベントを開催する。

開催後、解決策の募集を行った上で優れた提案を選定し、実証事業として実際に実施する。

実証事業終了後には、成果報告会を開催し、実証事業の社会実装の後押しや他地域への展開を図る。

3 業務期間

契約日から2027年3月26日(金)まで

4 業務内容

各業務の詳細な実施時期や方法等は、受託後、協議会と協議の上、決定すること。

(1) ガバメントピッチイベントの開催

協議会から、中部国際空港を利用する外国人旅行者をモデル地域（半田市、常滑市、蒲郡市、西尾市）に周遊させるための課題についてスタートアップ等に説明するガバメントピッチイベントを開催するために以下の①及び②の業務を行うこと。

① 募集要領及び説明資料の作成補助

募集要領及びガバメントピッチイベントに使用する説明資料については協議会が用意するものとするが、受託者が有する経験・知見を生かし、内容の改善等の助言を行うこと。

② ガバメントピッチイベントの開催

ア ガバメントピッチイベントをモデル地域内の貸出可能なイベント会場を持つ宿泊施設において1回開催すること。

イ 開催時期は、2026年5月頃に設定すること。

ウ 開催方法は、対面形式及びオンライン形式のハイブリッド形式によるものとするが、対面形式での参加者が多く集まるような創意工夫を図ること。

エ ガバメントピッチイベントの開催に当たっては、当日の運営の他、開催の周知、参加者の募集・受付、会場及び必要な附属備品の手配（使用料の支払を含む。）等、開催に必要となる一切の手配を受託者が行うこと。

オ ガバメントピッチイベント当日の進行は受託者が行うものとするが、説明者と参加者の双方向のコミュニケーションが生み出せる者を進行役に充てるなど工夫すること。

カ 多くのスタートアップ等が参加できるよう、県内外を問わず幅広く周知するなど、創意工夫を図ること。

キ ガバメントピッチイベント当日、協議会構成員が円滑に説明を行うことができるよう、リハーサルの実施や助言等により支援すること。

- ク ガバメントピッチイベント当日、参加できなかったスタートアップ等においても課題解決策の提案ができるよう、当日の様子を愛知県ホームページ上で公開することを予定している。このため、受託者はガバメントピッチイベントの様子を録画・編集し、YouTubeで配信できるファイル形式で納品すること。
- ケ ガバメントピッチイベント開催後、参加者リストや質疑応答等の実績を速やかに協議会に報告すること。
- コ ガバメントピッチイベントで提示する課題は協議会が用意するものとするが、受託者が有する経験・知見を生かし、内容の改善等の助言を行うこと。

(2) 優秀提案の選定支援

スタートアップ等から課題解決策の提案を募り、実証事業として実施する優秀な提案を選定するために、以下の①及び②の業務を実施すること。

① 課題解決策の提案の募集、受付

- ア ガバメントピッチイベント開催直後から、スタートアップ等からの課題解決策の提案の受付を開始すること。
- イ 受付後、提案書類に不備がある場合は提案者に補正を依頼するなど、選定を行うのに必要となる措置を講じること。

② 優秀提案の選定に係る支援

- ア スタートアップ等から募った提案書類を取りまとめの上、協議会が指定する者（最大10者程度）に、データ及び紙にて共有すること。共有にあたっては、提案分野ごとに整理するなど、全体比較ができる一覧表を付するとともに、受託者が有する経験・知見を生かした、選定上の参考意見を付すること。
- イ 協議会は、前号の提案書類により書面審査（一次審査）を行い、10程度の提案を選定するので、受託者は協議会担当者と当該提案を行ったスタートアップ等との面談の場を設定すること。なお、面談会場は、モデル地域内の貸出可能な面談会場を持つ宿泊施設を原則とし、オンラインにも対応できるようにすること。
- ウ 協議会と一次審査通過者との面談においては、社会実装の可能性、実証事業終了後の持続性、横展開の可能性といった視点で磨き上げを行うので、受託者は自らが有する経験・知見を生かした、磨き上げに資する助言を行うこと。
- エ 前号の面談終了後、面談内容を反映して修正された提案書類をスタートアップ等から徴取すること。なお、提案書類に不備がある場合は提案者に補正を依頼するなど、以後の選定作業に必要な措置を講じること。
- オ 協議会は、前号の修正された提案書類に基づき、提案したスタートアップ等のプレゼンテーションによる審査（二次審査）を行うので、当該プレゼンテーションの場を設定すること。なお、プレゼンテーション会場は、モデル地域内の貸出可能なイベント会場を持つ宿泊施設を原則とし、オンラインにも対応できるようにすること。

(3) 実証事業実施の支援

実証事業として実施する提案を選定後、協議会は当該提案を行ったスタートアップ等と実証事業を行うが、受託者は自らが有する経験・知見を生かし、実証事業の成果が上がるよう助言を行うこと。

(4) 成果報告会の開催

- ア 実証事業終了後、県内市町村や地域観光協会、民間事業者、メディア等、幅広い者を対象にした成果報告会を1回開催すること。
- イ 会場は、モデル地域内の貸出可能なイベント会場を持つ宿泊施設とすること。
- ウ 開催時期は、2027年3月頃に設定すること。

- エ 開催方法は、対面形式及びオンライン形式のハイブリッド形式によるものとするが、対面形式での参加者が多く集まるような創意工夫を図ること。
- オ 成果報告会の開催に当たっては、当日の運営の他、開催の周知、参加者の募集・受付、会場及び必要な附属備品の手配（使用料の支払を含む。）等、開催に必要となる一切の手配を受託者が行うこと。
- カ 成果報告会当日の進行は受託者が行うものとするが、報告者と参加者の双方向のコミュニケーションが生み出せる者を進行役に充てるなど工夫すること。
- キ 成果報告会当日、報告者が円滑に説明を行うことができるよう、リハーサルの実施や助言等により支援すること。
- ク 成果報告会開催後、報告者及び参加者の双方にアンケート調査を実施するとともに、集計・分析結果の報告を行うこと。
- ケ 実証事業の成果を県内市町村等へ広く周知するため、成果報告会の様子を愛知県ホームページ上で公開することを予定している。このため、受託者は成果報告会の様子を録画・編集し、YouTubeで配信できるファイル形式で提出すること。
- コ 成果報告会で使用する説明資料は、協議会及び当該実証事業を実施したスタートアップ等において用意するものとするが、受託者が有する経験・知見を生かし、内容の改善等の助言を行うこと。

(4) 全体進行管理

- ア 受託後、業務実施スケジュールを作成し、協議会の了解を得ること。
- イ 本事業の進行に必要な連絡調整及び進行管理を行うとともに、適宜、協議会への報告及び打合せを実施すること。
- ウ 受託者がスタートアップ等に電子メールを送付する際には、協議会担当者にも送付内容を共有すること。
- エ その他、事業の推進に資する取組があれば随時提案すること。

5 実施スケジュール

本事業については概ね以下のスケジュールを想定しているが、受託後、速やかに業務実施スケジュールを作成し、協議会と協議の上、決定すること。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4(1)①募集要領及び説明資料の作成補助	↔											
4(1)②ガバメントピッチイベントの開催		●										
4(2)①課題解決策の提案の募集、受付			↔									
4(2)②優秀提案の選定に係る支援			↔									
4(3)実証事業実施の支援					←	→	→	→	→	→	→	→
4(4)成果報告会の開催												●

6 運営体制

- (1) 本業務を統括し、業務全体の進捗管理、協議会との連絡調整等の業務を行う運営管理責任者を1人配置するとともに、各業務を実施する担当者をそれぞれ1人以上配置すること。
- (2) 運営管理責任者、業務担当者については、一部の業務において同一人物が兼務することも可とするが、業務遂行に当たり支障が出ないよう必要な人員を配置すること。

7 実績報告

(1) 提出物

ア 実施結果報告書

イ 本業務の実施に当たり作成した資料等を添付すること。

(2) 納品方法

実施結果報告書は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）2部とその内容を記録した電子データを提出すること。

(3) 納期

2027年3月26日（金）

(4) 納入場所

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会事務局（愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課内）

8 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託業務の成果物に関する著作権等（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。）は、すべて協議会に帰属するものとし、受託者に事前に連絡することなく、協議会が加工及び二次使用できるものとする。ただし、受託者が作成した納品物に使用されるイラスト、写真、キャラクター等の素材の著作権であって第三者が有するもの、又は受託者が本件業務を受託する以前から有していたものは、この限りではない。
- (2) 受託者は本著作物に関し、委託者又は委託者から本件著作物の譲渡を受けた第三者に対して著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、受託者が本件業務を受託する以前から有していた著作物については、この限りではない。
- (3) 第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととする。また、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

9 留意事項

- (1) 本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- (2) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (3) 成果物の加工が必要となった場合は、著作物についても許可なく協議会が加工できるものとする。
- (4) 委託業務の実施にあたっては、事前に協議会と十分協議を行うこと。また、協議会との連絡調整を密にして事業を実施すること。

10 その他

- (1) 本委託業務は、国の地域未来交付金（地域未来推進型）活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書並びに愛知県及び半田市、西尾市、蒲郡市、常滑市が求める資料を提出しなければならない。
- (2) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (3) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を愛知県及び半田市、西尾市、蒲郡市、常滑市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (4) 本業務を協議会と連携して進める上で、受託者は必要に応じて翻訳及び通訳業務を行うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と受託者が協議して決めること。